

論 説

責任投資原則に関する一考察

—現地住民の生活を脅かす開発における ESG の捉え方から—

富山大学経済学部経営法学科准教授 神山 智美

I はじめに

いわゆる愛知目標（平成 22（2010）年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（CBD・COP10）で採択された、「生物多様性を保全するための戦略計画 2011-2020」の中核をなす世界目標のこと。愛知ターゲットともいう。）の目標 20 は、「遅くとも 2020 年までに、2011 年から 2020 年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資源動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資金動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される可能性がある。」（注 1）とする。これは、環境省によれば、「ほとんどの国、特に開発途上国では、人材や財源の面から条約を実施していくための能力は限られています。愛知目標の達成にむけて、特に政府開発援助（ODA）や各種の基金を通じた開発途上国への支援強化が重要です。」（注 2）と説明される。つまり、目標 20 には、発展途上国が生物多様性保全を行うために ODA 等の資金援助をすることと、そうした援助を増加させることが掲げられている。これは、援助を増加させるだけではなく、「良い援助（プラスの効果への援助）」をなすべきであり、マイナスの効果をもたらすことに援助すべきではない、と解釈できる。

類似のものとして SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）がある。SDGs は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28（2016）年から 2030 年までの国際目標である。その特徴は、以下の 5 つである（注 3）。①普遍性：先進国を含め、全ての国が行動する。②包摂性：人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」。③参画型：全てのステークホルダー（政府、企業、NGO、有識者等）が役割を担う。④統合性：社会・経済・環境は不可分であり、統合的に取り組む。⑤透明性：モニタリング指標を定め、定期的にフォローアップする。SDGs は、「インテグレーション（統合性）とインターリンクエージ（相互連携）」という性質を持つ 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており（注 4）、なかでも最終の 17 番目には、持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップの活性化することが謳われている。

資金援助やパートナーシップは、対発展途上国においては環境保全対策への投資とも受け取れる。愛知目標やSDGsは、国際条約ではなく国内法でもない。つまり制定法・実定法を根拠とした法的拘束力はなく、道徳（モラル）あるいは倫理という部類のものである。そのため、問われるのは道義的責任に留まる。しかし、こうした道徳等が規範として確立され貫かれることは多くの人にとって歓迎すべきことであろう。

そこで、本稿では、こうした規範に基づくより良い投資のあり方を、確実なものとするための法的施策を検討するものである。そこで、(II) SDGs 実現のための ESG、および投資援助における規範として国連が提唱した「責任投資原則」に注目し、(III) 現地住民の生活を脅かす開発の事例としてインドネシア共和国におけるダム事業（ODA）および (IV) アイスの聖地におけるダム事業（国内）を検証し、(V) あわせてモデルケース（Good Examples）とできるもの等も比較検討しながら、SDGs や ESG を、より力を伴う規範的概念とすることの必要性和展開方法を試論する。

II. 責任投資原則と ESG 投資

1. 責任投資原則（PRI）と環境、社会（人権）およびガバナンス（ESG）

SDGs 実現のための ESG 投資が求められてきており、本章では、こうした投資援助における規範として国連が提唱した「責任投資原則（Principle for Responsible Investment: PRI）（注5）」に注目したい。これは、平成18（2006）年、国連が金融業界に対して提唱したものである。このPRIのパンフレット（brochure）が、英語、日本語を含む10か国語で、PRI Associationのウェブサイトに掲載されており、平成30（2018）年度の年次レポートも閲覧可能である。

そのパンフレット（日本語版）（注6）の冒頭に、PRIの目的は、「環境、社会、ガバナンス（Environment・Social・Governance: ESG）課題と投資の関係性を理解し、署名機関がこれらの課題を投資の意思決定や株主としての行動に組み込む際に支援を提供すること」であると記されている。ESGは、世界の解決すべき課題を環境、社会（人権）、ガバナンスの3つの分野に整理し、それらの頭文字をとったものである。これらに配慮した責任ある投資のことをESG投資という。

ここで、PRIについて説明と検討を加える。PRIの6つの原則（注7）は、「1）私たちは投資分析と意思決定のプロセスにESG課題を組み込みます。2）私たちは活動的な所有者となり、所有方針と所有習慣にESG問題を組み入れます。3）私たちは、投資対象の企業に対してESG課題についての適切な開示を求めます。4）私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるよう働きかけを行います。5）私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します。6）私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。」である。いわゆるPRIに「署名する」とは、前述のPRI Associationのメンバーになり、これら6原則を遵守することである。PRI Associationは、より多くの機関投資家に「署名する」よう啓発している。

2. PRI と ESG 投資の確立経緯

PRI と類似に受けとめられがちな概念として、社会的責任投資 (Socially Responsible Investment : SRI) がある。主に企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility : CSR) を果たそうとする企業への投資と解釈されている。だが、SRI は、キリスト教の教会が SRI のグローバルな発展に先駆的な役割を果たしたと指摘されるとおり(注 8)、元来キリスト教から始まっていることもあって、特定の投資家による特定の投資行動とも受け取られがちであった(注 9)。というも、SRI には、「投資によって得られる金銭的収益を犠牲にして、自らが考える社会正義を実現しようとする崇高な行為である(注 10)」という固定的なイメージが定着しているからである。

2000 年代には、CSR という言葉が台頭してきた。ESG は、CSR すなわち「利潤目的の本業以外のことに取り組むことで社会貢献をすること」とは、どこが異なるのだろうか。以下に 3 点ほど述べる。

1 点目に、CSR には、複数の解釈があると思われるが、経済側面だけではなく、環境と社会の側面にも配慮すべきであるという指向が見受けられた。これに対して、ESG は、社会の側面というよりも、環境とガバナンスの 2 つの要素を明確に打ち出している点が特徴的とされる(注 11)。

2 点目に、ESG 経営における企業収益の捉え方は、「利益を犠牲にするもの」ではない点にも特徴がある(注 12)。ESG 経営は、企業収益を度外視するものと捉えられがちであるが、むしろ逆であり、ESG 要因への配慮を欠く場合は、長期的にみて規制リスクや評判 (レピュテーション) リスク、および物理的なリスクにつながるという考え方に基づいている。加えて、ESG 要因への配慮が新たなビジネスチャンスとなるという結果も確認できる。

3 点目に、「ESG」という語がマーケティング用語になっている、およびバズワード (buzzword) の一つであるという指摘もできる。前者は、「ESG マーケティング用語」でウェブ検索すれば、容易に複数の記事を見つけることが可能であることから証明できる。後者については、そもそもバズワードとは「もっともらしいけれど実際には定義や意味が曖昧な用語」のことであり、その組成も使われ方も流動的である。それらは、大きくは①当初は受け手に解釈が委ねられていたバズワードに明確な定義が与えられていくもの (例として、Web 2.0) ②本来は明確に定義されていた用語が、異なる意味に拡大解釈されて広く使われていくもの (例として、インバウンド)、に分けることが可能である。ESG については、①②のいずれになるのかそれとも両方の性質を持ちうるかの判断には、今後の注視を要する。

加えて、投資家には、「たとえ儲かっても倫理的価値や規範に反することはしない」という姿勢が浸透してきた。反社会的勢力とのつながりの忌避はもちろんのことながら、投資行動においても具体的には、平成 26 (2014) 年 2 月に『責任ある機関投資家』の諸原則 日本版スチュワードシップ・コード」が策定され(注 13)、2015 (平成 27) 年 6 月から運用が

開始された。同コードの副題は、「投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために」であり、本文の冒頭には、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより経済全体の成長にもつながることを意図している(注 14)。同コードの原則は7つあり、その3つ目にある「投資先企業の状況を的確に把握すべき」が ESG 投資を示すといわれている(注 15)。

3. PRIとESG投資の現状

安倍政権は、ESG 投資は、アベノミクスが目指す社会を実現する強力なエンジンになるとしている。平成 28 (2016) 年 6 月に発表された「日本再興戦略 2016 (注 16)」、平成 29 (2017) 年 6 月に発表された「未来投資戦略 2017 (注 17)」、および平成 30 (2018) 年 6 月に発表された「未来投資戦略 2018 (注 18)」のいずれにも ESG 投資についての記述が確認できる。

平成 27 (2015) 年 9 月には、世界最大の一兆ドル規模 (注 19)の年金積立金を運用する日本の年金積立運用独立行政法人 (Government Pension Investment Fund : GPIF) が、PRI に署名した。署名した企業や機関は、PRI の 6 原則を遵守することになる。これはもちろん法的な拘束力を持つものではなく、あくまでも規範、条理および倫理というものに主体的に従うという自主規制である。とはいえ、ハードロー (実定法) ではなくソフトロー (法的な強制力がないにもかかわらず、現実の経済社会において何らかの拘束感をもつ規範。) として、確実に投資家や企業に影響を与えている。法的拘束力がないからといってないがしろにすると、社会的な非難を浴びることは免れないからでもある。

その一例として、サステナビリティ・ESG 投資のニュースサイトである Sustainable Japan に掲載された記事(注 20)を基に、米国の事例を一つ紹介する。トランプ大統領は、平成 29 (2017) 年 1 月 24 日、ダコタ・アクセス・パイプライン建設の再開に関しての大統領令を発出した。この計画は、オバマ政権の平成 28 (2016) 年 12 月 4 日においては、米陸軍省により認可されなかったものであった。当時、陸軍省は、建設主である米国エネルギー会社大手の Energy Transfer グループである Energy Transfer Partners 社等関係者に、環境アセスメントの徹底した実施とパイプライン経路の変更を命じていた。しかし、トランプ大統領は同パイプライン建設再開を推進するとしたのである。

この動きを受け、平成 29 (2017) 年 2 月 16 日、森林破壊、河川汚染、土壌汚染、大気汚染、生物多様性破壊の懸念から、主要機関投資家 100 以上が、建設プロジェクトへ融資している世界の銀行 17 行に対し、プロジェクトへの懸念と、この懸念に適切に対応すべきとの共同声明 (Investor Statement to Banks Financing the Dakota Access Pipeline) (注 21)を発表した。こうした機関投資家による働きかけにより、銀行が融資を引き揚げはじめた (日本のメガバンクは、3 行とも投資撤退 (ダイベストメント) 組に入っていた)。

ダコタ・アクセス・パイプライン建設プロジェクトは、米国ノースダコタ州バッケンシェールオイルの油田とイリノイ州パトカの石油タンク集積地を結ぶ総長 1,886 km の地下埋

設型石油パイプラインの建設を目的としたものである。現在、バッケンからパトカまでのシェールオイル輸送は、鉄道やトレーラーによって行われているが、より安価で安全、かつ確実な輸送手段としてパイプライン建設が検討されていた。

このパイプライン建設には、ESG でいえば、環境 (E) と社会・人権 (S) に係る問題が生じている。まず環境問題としては、パイプライン敷設には、その破損等による漏出リスクが伴うことにより、こうした事故が発生した場合には、森林破壊、河川汚染、土壌汚染、大気汚染および生物多様性の破壊をもたらすことが懸念された。敷設経路は 9 つの主要な河川と交差するように設計されており、ひとたび漏出等が生じれば、現地生活や商業に大規模な損害の発生が予測されるからである。

次に社会・人権 (S) については、パイプライン経路には先住民であるネイティブ・アメリカン部族の居住地が多いことが指摘されている。スタンディングロック・スー族 (Standing Rock Sioux Tribe) は、このパイプライン敷設計画が公表されて以来、水源のミズーリ川や同部族の聖地が汚染されることを懸念して、反対運動をしている。こうした開発行為が、先住民コミュニティ保護のための国際規範である「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (free, prior and informed consent : FPIC)」を満たしていないと抵抗している。

FPIC とは、森林開発や保全の場面で大きな課題となる土地利用をめぐる権利と密接に係る考え方である。主に土地や資源の開発を進める際に尊重すべき先住民の権利として謳われることが多く、その最たるものが、平成 19 (2007) 年の国連による「先住民族の権利に関する宣言(注 22)」であり、日本も賛成票を投じている (注 23)。森林開発などを背景として国連機関を中心にいくつかのガイドラインが出されているため、暮らしや文化を保っていく際に不可欠な権利として、先住民族のみならず森林に頼って暮らす地域住民にとっても重要な国際規範といえる。

総じて、多くの事業が、ESG 要因に対する取り組みを行うことを、投資家から突きつけられるようになった。世界の投資家が、投資の見返りとしての利益だけを求めるのではなく、投資の内容まで精査し始めたのである。このように、事業への「監視」は強まっており、これらにより投資家は、襟を正しまっとうな投資をすること、つまり投資家も事業者も投資先も WIN-WIN-WIN の関係が保てる投資をすることが迫られてきている。

III. コトパンジャン・ダム訴訟

1. インドネシア共和国における政府開発援助 (Official Development Assistance : ODA) によるダム開発の概要

本章では、現地住民の生活を脅かす開発の事例としてインドネシア共和国 (以下本章においては「借入国」という。) のカンパル・カナン川におけるコトパンジャン・ダム (以下本章においては「本件ダム」という。) による水力発電および関連送電線建設計画 (以下本章においては「本件プロジェクト」という。) に係る判決である東京地判平成 21 年 9 月 10 日

判タ 1371 号 141 頁(注 24)を扱う。第 1 節ではその概要を提示し、第 2 節では本件プロジェクトにおける調査報告や環境影響評価書の記述について整理し、第 3 節以下で判決内容を踏まえ検討を行う(注 25)。

本事件の概要を以下に述べる。原告は、借入国内で非自発的移住を強いられたと主張する 8 千人の現地住民およびインドネシア環境フォーラム (Wahana Lingkungan Hidup Indonesia : WALHI) である (以下本章においては「原告住民ら」という。)。本件は、原告住民らが、日本政府の政府開発援助によるダム建設について、被告である日本国 (以下本章においては「被告国」という。)、国際コンサルタントであり土木施設及び建築物の設計、施工、工事監理および保守等を目的とする株式会社である T 社、ならびに海外経済協力基金 (Overseas Economic Cooperation Fund : OECF (注 26). 以下「基金」という。)) の権利義務を承継した国際協力銀行の本件訴訟における当事者の地位および訴訟上の一切の権利義務を承継した独立行政法人国際協力機構 (Japan International Cooperation Agency : JICA、以下「国際協力機構」という。) を被告として (以下本章においては「被告ら」という。)、被告らが、非自発的な移住に対する注意義務等を負っていたにもかかわらず、注意義務を怠り、本件プロジェクトの完工後、原告住民らに生じた被害を放置したなどと主張して、被告国に対しては国家賠償法 1 条 1 項または不法行為に基づき、被告 T 社および被告国際協力機構に対しては不法行為に基づき、損害賠償を求めた等の事案である。

原告住民らの主張する非自発的な移住に関する注意義務の内容とされている住民の移住および補償の問題は、借入国政府の内政上の問題であり、被告国および基金は、本件プロジェクトに当たって、借入国政府の主権に属する原告住民らに対し、非自発的な移住に対する注意義務を負うものではないなどとして、裁判所は、本件訴えの一部を却下し、その余の原告らの請求を棄却した。

そもそも政府開発援助とは、政府資金による開発途上国に対する経済協力のうち、商業ベースのものとは比べて開発途上国にとって有利な条件のものをいう。政府開発援助には、開発途上国に対して直接行われる二国間援助および国際機関を通じて行われる多国間援助があり、そのうち二国間援助には、贈与である無償資金協力および技術協力ならびに政府貸付けである有償資金協力 (円借款) がある。この円借款とは、政府開発援助のうち、開発途上国等の要請により、開発途上国等に対して元本および利子の返済を前提として資金を供与する有償資金協力のことをいい、大別して、プロジェクト型借款、ノンプロジェクト借款および債務救済がある。

本件プロジェクトは、プロジェクト型借款の中でも、ダム、発電所、工場の建設等あらかじめ策定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービス、土木工事等の調達資金を融資する「プロジェクト借款」に該当する。こうした円借款は、開発途上国の経済発展の土台としての不可欠である経済的、社会的なインフラの整備のための資金需要に対して緩やかな条件で対応することおよび開発途上国に対して返済義務を課すことによって開発途上国の開発に対する主体性を高め、自らの力で自立するための自助努力を支援することを目的

としている。

プロジェクト借款によるプロジェクトは、一般に、次のアからカまでの各段階を経て実施され、本件プロジェクトも、この経過に従って実施された。順に、ア) 対象プロジェクトの準備、イ) 円借款供与の要請、ウ) 対象プロジェクトの審査、エ) 交換公文および円借款契約の締結、オ) 対象プロジェクトの実施および貸付け実行、カ) 事後評価、フォローアップである。

2. 原告住民らへの補償および現地の環境問題について

1) 本件プロジェクトに関する報告

原告住民らへの補償および現地の環境問題の検討のために、本件プロジェクトにおける調査報告や環境影響評価書の記述について把握しておく。少し長い記述もあるが、以下に抽出する。

本件プロジェクトの端緒は、借入国政府が、これまで立ち遅れていた同国中部スマトラ地方の電源開発について被告国政府の協力を求める意向を固め、昭和 56 (1981) 年 6 月 15 日付け書状により、被告国政府に対し、カンパル・カナン川における本件プロジェクトに係る本件フィージビリティ・スタディ(注 27) (以下「本件 F/S」という。) に対する技術協力を要請したことであった。これに対し、被告国政府は、事業団に対して本件 F/S を委託した。借入国政府は、本件 F/S につき、借入国国有電力公社 (Perusahaan Umum Listrik Negara、以下「PLN」という。) を借入国側の実施機関とした。

2) 本件 F/S 報告書

本件 F/S 報告書には、水没地域の住民に対する補償について、具体的には、大要、次のとおり記載されている。

コトパンジャン・ダム建設に伴い、リアウ州および西スマトラ州の合計 10 か村に影響が及ぶことが判明し、本件ダムの常時満水位を 85 メートルと設定すると、貯水池面積が 124 平方キロメートルに達し、水没家屋が 2,644 戸、家族数が 2,990 家族、水没水田が 3,864 ヘクタールと推定される。このような水没地域の住民に対しては、適切な補償および移住候補地として現在の居住地域とできる限り隣接した開発プロジェクト予定地および進行中の地点を最優先に取上げ、移住により住民の生活水準が向上されるように配慮すべきであるとの観点から、州開発計画局と協議の上、9 か所の候補地を選定した。また、州開発計画局が、協議の席上、上記住民の移住計画の実施に当たり、関連機関である PLN、州移民局、州公共事業局などと密接な連絡を持ち、詳細な検討を継続する旨表明したことから、水没に伴う補償および移住については、何ら問題が生じないと思われる。水没地域の住民に対しては、移住先の提供について十分な配慮をすること、水没補償促進のための公的機関を設置して計画的に移住を促進することを勧告する。水没地域内の住民の移住費用として、家屋、水田、耕作地に対する補償を含むものとし、単価は、PLN と協議の上で決定し、補償費として 1,588

万1,000米ドルと見積もる。また、補償費の予備費として上記補償総額の20%相当額である317万6,200ドルを計上する。

3) 本件環境影響評価改訂報告書

上記「エ) 交換公文および円借款契約の締結」の段階において、被告T社は、本件F/Sの研究およびレビューとして、本件F/S報告書の地形に係る部分につきその精度を高め、水文に係る部分につき流量調査の追加データに基づき見直しを行った。借入国内の国立大学であるリアウ大学は、昭和62(1987)年11月19日、被告T社から上記協定に基づく業務のうち、環境的側面に関する報告書の作成業務を委託された。

リアウ大学は、昭和63(1988)年8月、本件環境影響評価報告書のデータ更新を内容とする改訂を行った報告書(以下「本件環境影響評価改訂報告書」という。)、本件環境管理計画書および本件環境モニタリング計画書を作成して被告T社に提出した。

本件環境影響評価改訂報告書には、具体的には、以下の内容が記されている。

本件プロジェクトにより、生物地球物理学的には、深刻な悪影響がみられないが、社会経済的および文化的には、特に貯水池予定地に居住する住民に悪影響が及ぶのであり、具体的には、①初期段階において、本件プロジェクトにより移住する住民に対し、不安を及ぼしていること、②建設段階において、良い影響として、社会経済上サービス部門と商業において、住居、インフラ、農地などのすべての財産が失われ、補償金額は1,700万米ドルに上ると推定されること、慣習や宗教上の考え方にも影響を及ぼすこと、生物地球物理学的構成については、農地の水没、植生・動物相の破壊、下流域への水流の停止があるが、深刻なものとは分類できないこと、社会経済・社会文化環境構成については、リアウ州カンパル県ティガブラス・コト・カンパル郡のミナンカバウ文化の価値観および規範に影響し、古代遺跡に変化が現れるであろうこと、ミナンカバウ族については、スマトラ島を離れ、ジャワ島またはマレーシアに出稼ぎに行っていることからすれば、居住地から遠く離れていない場所への移住は、相対的に生活が良くなるのであれば問題にならないであろうこと、移住においては、伝統的に行われてきた宗教儀式にも配慮が払わなければならないこと、③稼働段階において、良い影響として、新分野の工業活動や商業活動が成長し、下流域での農業生産が向上することが見込まれること、悪影響として、漁獲量の減少、鉱山資源の水没、受水域における地層浸食が生ずることなどである。

4) 本件環境管理計画書

同様にリアウ大学が作成した本件環境管理計画書には、具体的には、以下の内容が記載されている。

(1) 初期段階において、社会経済・社会文化環境構成については、財産が水没し、移住を強いられることについて住民が不安に陥っており、これに対しては、住民に対し、補償と移住地を与える旨の情報を提供し、移住地は、移住前と同じ郡内の場所を選定し、村の単位

を損なわないようにするなどの対策を講ずること、土地以外の不動産への価格算定と補償金額の算定ミスを犯さないようにするため、補償チームを組織すること、(2) 建設段階において、生物地球物理学的環境構成については、地方政府が対応すべき課題を列挙し、社会経済・社会文化環境構成については、農地が水没することに対し、新居住地開発プログラムを策定し、水没する農地に見合う新しい農地を開拓する必要があること、居住地が水没して居住地と職業を失うことに対し、居住地を失わないよう新たな移住地を用意し、農地を用意し、更に正当な補償金を与える必要があること、(3) 稼働段階において、生物地球物理学的環境構成については、希少生物に含まれる魚類がカンパル・カナン川の上流への移動がはばまれ、絶滅を引き起こしうるので、その防止策として、借入国政府水産局によって保護と厳しい監視を行う必要があること、社会経済・社会文化環境構成については、用意される電力が増加することで産業の発展を可能にし、その結果、新しい雇用を生み、住民の収入を増加させること、貯水池は、水中の運動と観光のようなレクリエーションの場として利用されることなどである。

5) 本件環境モニタリング計画書

同様にリアウ大学が作成した本件環境モニタリング計画書には、具体的には、以下の内容が記されている。

本件プロジェクトの環境影響評価および環境管理計画における提案事項に基づき、環境（構成）成分の変化に対するモニタリング計画を編集し、カンパル・カナン川の水資源の活用が、周辺の環境の質を助けている他の天然資源の能力を減少させないように、天然資源自体の保全も目的とすること、環境モニタリングを行う側、監視される必要のある重要な影響のタイプやモニタリングが行われる場所などを決定すること、技術的なアプローチ、環境（構成）成分の変化現象におけるモニタリングの手段や道具などを決定すること、環境モニタリング計画としては、本件プロジェクトによる環境への影響として本件環境影響評価報告書および本件環境管理計画書において指摘されている具体的な各事項について、コトパンジャン・ダム建設の初期段階、建設段階および稼働段階に分けて、高等教育機関や、地方自治体、地域行政などによって監理すべきものであることなどである。

6) リアウ大学が作成した報告書および計画書類の小括

このように、本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書および本件環境モニタリング計画書の内容は、以下の二点に集約される。生物地球物理学的すなわち環境問題としては、深刻な悪影響は見られないが、建設段階および稼働段階での留意を要する点が数多く指摘されている。他方、社会経済的および文化的、すなわち住民の生活面や人権面では、特に貯水池予定地に居住する住民に悪影響が及ぶため、移住を強いられることに不安に陥っている住民に対する補償と情報提供、および移住地とその周辺環境の整備が求められること、ならびに先住民族であるミナンカバウ族社会の崩壊の危険性が明確に指摘されている。

7) 借入国政府による計画承認と基金ガイドライン

借入国政府は、平成元（1989）年3月、本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書および本件環境モニタリング計画書を承認した。

基金は、同年10月、本件プロジェクトに関する「基金ガイドライン」を策定した。基金ガイドラインには、基金ガイドラインの性格である「経済開発協力機構（OECD）理事会の勧告においても述べられているように、開発途上国が自助努力により環境保全上健全な方策で開発を行うことを支援すること」を踏まえ、自然環境問題の「施設の設置及び利用による生態系への影響」として、「アクセス道路、ダム等の工作物の設置、貯水池の水質の悪化、下流流量の減少などによる集水域全体における主要及び貴重な魚類、動物、植物への影響等について検討され、植生保全計画、緑化計画、貴重種の保全計画等の策定、維持放流量設定等の措置が講じられる必要がある。」と記されていた。

社会環境問題の「住民移転等」についても、「PLN との間で、PLN が、住民の移住地の確保、住民の要求に沿った移住の円滑な実行をし、移住計画を基金にも提出すること、移住の同意に当たって出された住民の条件及び要望事項を処理すること、住民の不満のないよう十分な調査の結果に基づき決定された補償を行うこと、移住する住民の誤解等に起因するトラブルを解消すること、モニタリングの結果不都合があった場合には、その適切な処理をすること、本件環境モニタリング計画書に含まれていない野生生物のモニタリングを行うこと、インドネシア共和国政府の森林省の助言に応ずること、子象はすべてトレーニングセンターへ移さないこと、象の保護区は十分な面積を用意すること（他の動物の保護区も必然的に増加すること）、必要に応じて基金の環境に関する監理ミッションを受け入れること、半年毎に基金にモニタリング報告書を提出すること、基金は、PLN に対し、本件プロジェクトにつき、環境問題の点で不都合があった場合、それを解消すべく PLN にインドネシア共和国政府関係機関（地方政府を含む。）と協議させ、善後策を検討の上、基金に報告させることができること」等が明記されている。

このように、基金ガイドラインには、自然環境問題および社会環境問題の住居移転等について、いくつかのリスクが見込まれるため、対策の必要性とその経過を監視し不都合があればそれを解消するための措置が必要であることが明記されている。

8) 移住に至る合意に関する被告国政府の関与

平成3（1991）年9月30日、被告国の外務参事官は、訪日中の借入国の鉱業・エネルギー大臣との会談において、同大臣に対し、本件プロジェクトに関し、住民の移住問題が借入国の内政問題であることを前提とした上で、本件プロジェクトの円滑な進捗を確保する観点から、①移住に係る補償基準および補償内容、移住先の整備状況、象の移転先の情報、熱帯林の保護の状況等について情報を提供すること、②現地住民と十分に対話を図ること、③本件プロジェクトのメリットに関する広報活動に尽力すべきことを要請した。これに対し、

同大臣は、上記①の点については、本件ダムの建設により、集約的な農業が可能となり、代替家屋の提供および補償金の支払により、住民の生活が向上すること、代替家屋は、移住省の定型によるものであるから、これを変更することは考えにくい、現在住民が使用している家屋よりも良いものであること、象については、31頭を移転させることとなっていること、上記②の点については、西スマトラ州およびリアウ州の合計103名の慣習法上の指導者から同意を取り付けており、この方法は民主主義にかなうものと考えていること、借入国政府の費用により、コトパンジャン住民の代表者をサグリンダムに派遣し、意見交換の場を設けたこと、上記③の点については、マスコミにおいて、受益者の声を取り上げてもらえない実情にあるが、今後も継続的に努力することを回答し、今後も被告国政府に対して情報提供を行うことを約束した。

また、実務者レベルでも平成3(1991)年10月3日から5日、被告国政府の訪問団が借入国政府を訪問し、本件プロジェクトにおける住民の移住問題が内政問題であることを前提とした上で、本件ダムの建設に伴う住民の移住問題および環境問題について、被告国内および借入国内において反対運動が生じていることにかんがみ、十分かつ迅速な配慮を要請するなどした。

なお、当時の基金の報告書(平成3(1991)年10月23日付け)にも、(1)住民および財産調査について、各州の土地収用委員会により実施され、住民調査については、平成2(1990)年12月から平成3(1991)年1月までに実施されたこと、財産調査については、同年2月から5月までに実施されることが予定されているが、終了しているかどうかは不明であること、(2)移住に関する合意については、各村において説明会が開催され、住民は、財産補償を100%受けるのに加え、「①居住地を自由に選択すること」、「②州政府が実施する移住プログラムに則ったものであり、2.5ヘクタールの耕作地及び住宅を無償で供与され、その他の生活支援を受けることを内容とする」、「③移住省が実施する国家移住政策のプログラムに則ったものであり、2.0ヘクタールのオイルパームまたはゴムのプランテーション用地を無償で供与され、0.5ヘクタール程度の家庭菜園付き住宅を無償で供与され、オイルパームまたはゴムの木の購入、その他の生活支援を受けることを内容とする」の三つの選択肢から一つを選択するとされていたところ、全世帯のうち95%が上記「②」案を希望したのであり、リアウ州については平成3(1991)年1月22日までに、西スマトラ州については平成2(1990)年12月13日までに合意が取り付けられたこと、(3)補償に関する合意については、補償対象物件につき、各村の代表の声明について村長、郡長および知事が同意し、承認するという手続により、平成3(1991)年1月18日または29日に合意され、補償基準単価については、地方政府が実施主体となり、県の土地収用委員会および村民代表を交えた会議の結果を踏まえ、同年4月14日または19日に合意されたことが記載されている。

9) 本件ダム本体の完成とその後

平成4(1992)年10月16日、本件ダム本体の建設工事が開始された。その後、平成9

(1997)年2月、本件ダム本体および付け替え道路等がおおむね完成したため、同月28日、PLNが付け替え道路の開通を記念する式典を挙行し、本件ダムは、物理的に湛水可能な状況となった。

被告国政府および基金は、同年4月9日および10日、本件ダムへの湛水状況等を視察し、本件ダムおよび本件水力発電所の建設がほぼ完成し、本件ダムの水門がすべて開放されており、水深が部分湛水の69メートルのまま保持されていることなどを確認するとともに、借入国政府の関係者と意見交換を行い、同年3月に湛水が開始された際、被告国政府に正確な情報が伝わらなかったことは遺憾であること、住民への補償対策の進捗状況、湛水の再開など重要な決定、情報があつた場合は、被告国政府側に正確な情報が伝わるように努められるよう強く要請し、湛水の再開に当たっては、土地の補償問題および住民の生活保障の問題が存在することを十分認識し、今後本件プロジェクトを進める際には、住民との間であつれきや対立が生じないよう問題解決に向けた努力を強く要請することなどを申し入れた。

基金は、上記視察等を踏まえ、同月11日、借入国国家開発企画庁に対して再度本件プロジェクトに関する認識を申し入れたところ、同庁の次官から、PLNに対し、問題が解決されるまでは洪水吐のゲートを開放しておくよう指示したとの報告があつた。しかし、PLNは、同月17日ころ、基金に対して何ら通知をすることなく、本件ダムの洪水吐のゲートを閉じて、本格的な湛水を再開した。

3. 判決内容を踏まえた検討

1) 本判決の評価

はじめに、筆者は、本判決の判断枠組みに対しては、判決の示した法解釈は理論としては是認する。ただし、非自発的移住を強いられつつも十分には補償を受けられていないと主張する現地住民らによって、このような係争が生じたとの帰結については、本稿は望ましくないという価値判断に立っている。それゆえ、こうした事態が二度と生じないように政府援助のあり方や企業の投資行動を改めることが必要と考え、以下に検討するものである。

2) 原告の当事者能力および原告適格の有無

裁判所は、原告住民らは、民事訴訟法28条により、日本の民事訴訟においても当事者能力を有すると判断した。さらに、当事者適格についても、原告住民らが給付請求権を有すると主張して被告らに対して給付請求をしているのであるから、当事者適格を有していることが明らかであると判示した。

このように外国の住民が日本国等に被害を被ったことから何らかの請求権があると主張して提訴する案件には、近年でも次のようなものがある。中華人民共和国国民である原告らが、日本軍が第二次世界大戦中に当時の中華民国において行った爆撃が一般市民に大量の犠牲を生じさせる無差別爆撃であり、これにより原告らやその親族多数を殺傷したこと等が当時の国際法（陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約3条ならびに同条約および空戦に関する規

則案等の内容が国際慣習法となったもの)等に違反するとして慰謝料を求めたもの(東京高判平成29年12月14日LEX/DB文献番号25449163)(注28)、第2次世界大戦中に朝鮮半島から女子勤労挺身隊の募集または徴用により来日し、被告会社で労働に従事した女子勤労挺身隊員等である原告らが、被告会社および被告国により強制連行され、強制労働させられたとして、被告らに対し、損害賠償等を求めた事案(最二小判平成23年10月24日LEX/DB文献番号25561607)がある(注29)。いずれもその主張内容は認められていないが、当事者能力および原告適格は認められ、日本国内の法廷への出訴が可能とされている。

3) 被告国の責任—民法上の不法行為責任と国家賠償責任

被告らの中でも被告国の責任を検討する。本件プロジェクトに係る被告国の行為は、外務省の所掌事務のうち、外務省設置法4条1号ハの経済協力に係る外交政策に関する事、同条24号の「政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関する事」、同条25号の「政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関する事」、および同条26号の「政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関する事」に当たるものであるから、被告国の行為は、国家賠償法1条1項所定の「公権力の行使」に該当することは明らかである。そのため、被告国が民法上の不法行為責任を負うことはないと裁判所は判断した。つまり、被告らの注意義務違反等が認められた場合には、民法上の不法行為責任ではなく、国家賠償責任が生ずる可能性を指摘したといえる。

ただし、国家賠償責任に係る判例の大勢は、国家賠償法1条1項における公務員がなした「故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えた」とされる「違法性」を、職務義務違反と解釈している(注30)(注31)。すなわち、権利利益の侵害があることを前提として、国または公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背したか否かによって判断されると解する。そのため、原則として、法令の根拠に基づいて特定されるべき、そうでなくとも危険回避義務、職務執行の必要性、および予測される被侵害利益との関係で、具体的事実関係の下で必要かつ相当な態様・程度の危険回避措置をとることが職務上の法的義務として求められる場合には適用がありうるとされる。例として、最一小判昭和61年2月27日判時1185号81頁(警察官による追跡を受けて車両で逃走する者が惹起した事故により第三者が損害を被った場合における損害賠償請求事件)のように「法令上は明示されていない『追跡』という事実行為の発動要件」が定式化されていると判断できる場合がある。このような場合には、発動要件を欠く追跡は違法と評価される(注32)。

とすれば、被告国における原告住民らに対する賠償責任を肯定するには、被告国の公務員が借入国の原告住民らに職務上の法的義務を負っていることが大前提であり、その上で、当該公務員が、その職務上のやや広義の法的義務(法令上明記されていなくとも、その発動要件等が読み取れる場合も含む)に違背したことが認められねばならないことになる(注33)。では、その具体的な違背が、被告らに認められるのかについて、以下で検討する。

4) 被告らの注意義務について一人権（移住とその補償）問題

原告住民らは、非自発的な移住に対する注意義務について、被告国および基金が、憲法または条理上、本件プロジェクトにおいて、非自発的な移住に対する注意義務を負っていたと主張した。しかし、裁判所は、原告住民らの主張する非自発的な移住に対する注意義務の内容とされている「住民の移住及び補償の問題は、借入国政府の内政上の問題であり、被告国政府及び基金は、本件プロジェクトに当たって、借入国政府の主権に属する原告住民らに対し、非自発的な移住に対する注意義務を負うものではないというべきである」と判示した。

判決文では、具体的な検討がなされており、以下にその部分を整理する。

まず、国際基準に基づく行為準則として、①人権に関する多国間条約である経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（いわゆる「(国際人権) A 規約」のこと。）11条1項については、締約国において、生存権に関する権利が国の社会保障により保護されるに値するものであることを確認し、上記権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものであるが、「個人に対し、即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではない」とした。②先住民条約14条1項から3項までおよび16条1項から5項までについては、被告国は、先住民条約を締結していないため、被告国および基金が、原告らに対し、「先住民条約を根拠として非自発的な移住に対する注意義務を負うことはない」とした。③世界銀行の業務指令等、「環境ガイドライン」等については、職員の指針のために策定されたものであるから、被告国および基金には適用されないとした。④OECDの理事会の勧告は、被告国および基金を直ちに法的に拘束するものではないし、OECD指針と同様に環境アセスメントを行うべき第一次的責任は被援助国である借入国が負うべきであるとされているため、被告国または基金が、原告らに対し、「上記各勧告を根拠として非自発的な移住に対する注意義務を負うことはない」とした。⑤原告らは、世界遺産条約を非自発的な移住に対する注意義務の根拠として主張したが、被告国は世界遺産条約を締結していないから、被告国および基金が、原告らに対し、「世界遺産条約を根拠として非自発的な移住に対する注意義務を負うことはない」とした。

以上のように、国際基準に基づく行為準則によって、被告らの注意義務を肯定することは難しいと考えられる。

また、原告住民らは、政府開発援助が公金を用いて行われる行政活動であることを根拠として、被告国および基金が非自発的な移住に対する注意義務を負う根拠として主張する。しかし、政府開発援助が公金を用いて行われる行政活動、すなわち公的な活動であることから、直ちに被告国または基金が借入国の主権に属する原告住民らの非自発的な移住に対し、注意義務を負うということにはならないと判示した。

以上のように、国際基準に基づく行為準則によっても、政府開発援助が公金を用いて行われる行政活動であることを根拠としても、被告国における原告住民らに対する法的義務を肯定する「法令上明記されていなくとも、その発動要件等が読み取れる」根拠があるとはい

えない。まして、条理を根拠とする法的義務は、判例上も最二小判平成3年4月26日判時1385号3頁（水俣病認定遅延損害賠償請求事件上告審判決）の示すように極めて例外的な場合にしか認められていないにもかかわらず、本件においては縷々（るる）羅列された国際基準に基づく行為準則から具体的な内容の条理すら明らかにされているとはいえない。それゆえ、被告らは具体的な注意義務を負うとはいえないと判断せざるを得ない。

なお、そもそもの移住に関する判断として、T社の本件F/Sの実施およびF/S報告書の作成につき、適切を欠く点があったかどうかも検討がなされている。原告住民らは、①架空の電力需要設定がある、つまり本件F/S報告書においては、将来的に電力需要が飛躍的に増加するとされているが、これは、全く根拠のない恣意的な予想にすぎないと主張した、②生物学的多様性、考古学的、歴史学的な重要地域であることおよび先住民族であるミナンカバウ社会に対する無理解を主張した、③本件F/S報告書においては、単一の大規模ダムを建設する1段階開発計画案と、2つの小規模ダムを建設することにより水没面積を小さくしようとする2段階開発計画案とが比較され、1段階開発計画案による大規模ダムが建設されると、水没面積が拡大し住民および自然環境に多大な悪影響を与えることは明らかであったにもかかわらず、経済および財務分析の結果から妥当であり、優先順位が高いとして、1段階開発計画案を実行可能と評価し採用した、④本件F/S報告書においては、移住対象住民数は2,990世帯、1万3,907人とされているところ、実際には、借入国政府の公式見解では、移住対象住民数は、4,886世帯、1万6,954人とされており、現地の新聞では、移住対象住民数は、4,885世帯、2万3,000人と報じられたように、本件F/S報告書で想定された以上の住民が移住させられたのであり、本件F/S報告書は、移住対象住民数を過小評価した、⑤住民に対する補償費は、極めて過小な見積りがなされ、本件F/S報告書においては、本件ダムの建設に係る補償費として、家屋、水田、耕作地に対する補償を含む移住費用のみが計上され、その金額が1,588万1,000ドルとされているところ、補償単価の根拠はまったく示されておらず、この金額は、本件F/S報告書における移住対象住民数1万3,097人を前提とすると1人当たり約1,200ドル、実際に移住させられた約2万3,000人を前提とすると1人当たり約700ドルにすぎないが、上記補償費には移住先の整備費用等が含まれておらず、カンパル県においては約3,000人もの農民が行っている漁業に対する補償費も全く考慮されていないなど、極めて過小に見積もったものである、⑥水没範囲の予測に誤りがある、⑦本件ダムの貯水池に当たる地域の調査が手抜きであるという主張を行った。

①から⑦すべての点につき、裁判所は、「数量化と計量化が困難であることを自認し、どのような分析方法が確立していたのかを明らかにしていない」等と事実認定しつつも、それは「恣意的な予測ではない」「適切を欠くものということができない」等と判示している。とりわけ、筆者は、②先住民族であるミナンカバウ社会に対する留意は重要と考えるが、この点についても、T社は、（ミナンカバウ社会については考慮できていないが、）考古学的歴史学的に重要な文化財であるムアラタクス仏教遺跡が水没または影響を受けることがないように配慮することを基本方針としていたこと、および、本件F/Sの調査項目を選定し、基

本的に社会環境面での調査自体を担当したのは PLN であったこと等から、(ミナンカバウ社会についての項目を挙げなかった) PLN の責任が問われるとする判決内容となっている。

このように、本プロジェクトの遂行においては、その判断過程に T 社による少なからずの事実基礎欠如(判断の基礎とされた重要な事実には誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合)があると考えられる。それが結果として、本件のような事態(補償金を受け取っていない人が多く存在し、移転対象とされていない被害を受けた人たちは補償対象ともされていない(注 34。))を招いたともいえる。ただし、その責任ということになると、T 社がすべての企画と調査を行っていたわけではなく、PLN という借入国側の意図や基礎情報提示責任、さらには当時のスハルト政権の諸事情なども勘案せねばならず、まして、T 社の法的責任は認められないと言わざるを得ない。

5) 注意義務—住民の移住を含む環境問題の合意である 3 条件

加えて、原告住民らは、本件では、上記注意義務を具体化するものとして、3 条件「(a)事業対象地に生育するすべての象を適切な保護区に移転すること、(b) PAFs (本件プロジェクトにより影響を受ける世帯: Project Affected Families) の生活水準につき移住以前と同等かそれ以上のものを確保すること、(c) PAFs から、移住に対する同意及び補償の合意を公正かつ平等な手続によって取り付けること」が定められたと主張する。3 条件は、本件第 1 次交換公文の討議の記録に定められ、基金が、本件第 1 次借款契約に、本件 3 条件と共に本件履行確保特約を定めたという経緯があるものである。

しかし、裁判所は、被告国においては、「本件プロジェクトに係る住民の移住等を円滑に行うための必要な措置については、優れてインドネシア共和国政府の内政上の問題である」ので、被告国は「インドネシア共和国政府の講ずる措置の内容を確認するという立場を基本的に採っている」のであり、本件プロジェクトに係る住民の移住等を含む環境問題についての配慮が重要であるとして、借入国政府に対し、住民の移住地の確保、補償基準の問題、野生動物の保護に係る措置について適切な配慮をするよう要請し、借入国政府がこれに応じた結果、本件討議の記録に借入国政府が充足すべきものとして本件 3 条件の趣旨の定めが入れられ、これを受けて本件第 1 次借款契約に借入国政府が充足すべきものとして本件 3 条件の趣旨の定めと共にその履行確保のための特約が入れたものであって、「インドネシア共和国政府がこれによって日本国政府又は基金に対して何らかの法的義務を負うことはあっても、それにより、日本国政府及び基金が原告住民らとの関係で何らかの法的義務を負うものではないことは明らかである」と判示した。

確かに、3 条件は、投資者側である被告国が重要であるとして要請した項目であり、これら 3 条件を履行するのは借入国であるといえる。しかし、被告国および基金は、投資者という強い立場で本件プロジェクトに臨んでいる。投資者は、社会をあるべき方向に向けて資金の流れを太くすることも、そうではない方向への資金流れを絶つことも、コントロールできる存在である。本件については、投資者は、借入国の社会的問題解決のパートナーとして、

好循環の起点となれる存在といえる。そのため、道義的責任ながらも、投資者にはその事業全般の遂行および結果に責任があると考えられ、投資者として通常期待される努力によってリスク回避できたのに、これを回避するための努力を尽くさなかったのであれば、責任を問われることも十分に想定できるのではなからうか。

ただし、そのためには、本件プロジェクトにおいて、被告国および基金が行うべき、3条件という規範上のまたは契約上の作為義務というものを認識しえたこと、さらに、リスク回避のための通常期待される努力というものを尽くさなかったため本件のような事態が生じたかどうかという因果関係についての認定判断が必要となる。

6) 国家間の締約事項の国民への直接適用

本件で問題となっているのは条約ではなく、政府開発援助という契約である。近年の判例では、条約の直接適用可能性を明示的に判断する事例も存在することから、こうした国家間の契約事項において、相手国に対する個人の請求権というものが存在するかどうかについて検討する。

条約の直接適用を認める事例は、人権問題、環境問題において散見されている。

例えばいわゆるシベリア抑留訴訟控訴審判決（東京高判平成5年3月5日判時1466号40頁）において、東京高裁は、捕虜の待遇に関する1949年ジュネーブ条約の直接適用可能性の検討において、権利の発生、消滅に関する実体的要件や権利の行使等についての手続要件、さらに国内における各種制度との整合性等が詳密に規定されているなど、当該規定の内容が明確かつ明瞭になっていることが必要である(注35)等と判示している。

同じく人権訴訟として、京都指紋押捺拒否国賠訴訟控訴審判決（大阪高判平成6年10月28日判時1513号71頁）において、大阪高裁は、市民及び政治的権利に関する国際規約（以下「国際人権B規約」という。）は「その内容に鑑みると、原則として自力執行的性格を有し、国内での直接適用が可能であると解される」ことを理由として、同規約の直接適用可能性を明示的に認めた(注36)。

環境問題としては、北見道路事件(札幌地判平成25年9月19日LEX/DB文献番号25502559)において、裁判所は、生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)8条の適用に関し、「例えば、締約国である参加人によって、希少生物の生息地を何らの保全措置もとらずに破壊する等の本件条約8条の趣旨を著しく没却するような行為が行われた場合等には、裁量権の範囲を逸脱するものとして、そのような行為が違法と評価される可能性もあるものというべきである」と判示し、直接適用の可能性を判示している(注37)。

そもそも条約や国家間の契約は、憲法73条により内閣の職務権限と位置づけられ、法案のように、国会という国民の代表者の議決を経るという行為に基づくものではない。内閣は条約を結ぶに当たって、「事前に、時宜によっては事後に」国会の承認を得なければならない(憲法73条3)ことが明記されているものの、国会の承認が必要なものとしては、政治的に重要なものが対象になっており、国会が条約を不承認、修正した例はない。条約に基づ

く国内執行法制こそが国会にとって重要な位置づけをもつゆえに、条約の締結そのものには、民主的コントロールが十分に及ぶとはいいがたいものである。しかし、前述のように、近年の判決（例として北見道路事件における生物多様性条約8条、京都指紋押捺拒否国賠訴訟控訴審判決における国際人権B規約）からは、その制度趣旨および国内法の解釈からも、内容が明確で国家のなすべき法的義務が明瞭な条文に関しては、それに違背することは条理のみならず法的義務に違背するとの解釈もありえることが提示されてきている。それゆえ、丁寧な条文解釈と事例の検証が求められる。

7) 被告国のガバナンス

最後に、ESGのG（ガバナンス）についても、検討しておきたい。

原告らは、被告国による借入国政府への勧告請求もしたが、裁判所は、「被告国においてインドネシア共和国政府又はPLNに対する上記外交交渉をすべきか否かは、我が国における国際情勢はもとより、国内の政治、経済及び社会状況等を総合勘案して決定すべき究極的な政治問題であることは明らかであって、裁判所において、被告国に対して被告国による勧告を命ずることは司法権の限界を超えるもの」であるとして、この請求を不適法却下している。たしかに、被告国において借入国政府またはPLNに対する上記外交交渉をすべきか否かは、我が国における国際情勢はもとより、国内の政治、経済および社会状況等を総合勘案して決定すべき究極的な政治問題であるため、行政府に属する事項といえる。

しかし、被告国自らが、その投資者および事業に携わったものとしての役割を貫徹するために、主体的にこうした取り組みを行うことは可能であろう。つまり、このように事件化した場合の「対国家的な勧告という外交交渉」に限らず、本件プロジェクトの進め方全般に関して、当該プロジェクト全体のガバナンスの欠如の責任は、投資者である被告国にもあるのではなかろうか。

政府開発援助という事業の性質上、借入国政府の依頼により、被告国の外務省から国際協力機構を通じて日本企業が仕事を発注される。現地の借入国およびPLNが、計画を承認し、現地のまとめ役（本件においては移住の補償）を担う。被告国は、その先進国という性質からも、文書を適時的確に準備できており、フローに則り管理・監視や必要に応じての留意勧告も行い、情報および報告を得るよう努めていると裁判においても主張した。そこに契約上の不備はなく、法的責任も全うしていると捉えうる。

だが、結果として、本件プロジェクトは、計画段階から、先住民族社会の破壊等の憂慮すべきいくつかの項目と、開発計画の選定、住民に対して必要となる補償費および補償の具体的な方法等といったより慎重に検討せねばならない点を欠いていたという瑕疵があり、借入国内における非自発的移住者への補償についても被告国には正確な内容を記した報告が届いていなかったことになる。加えて、前述「2. 9) 本件ダム本体の完成とその後」のように、被告国政府および基金は、再三本件プロジェクトに関する認識を申し入れ、淡水開始の時期についても折衝を試みているが、管理統制が及んでいないまま湛水が開始されてい

る。それゆえ生じた事件とも言えるが、被告国および基金が、借入国や PLN に、強く抗議している記述は多くはないし、まして中断させるとの意図は見受けられない。とすれば、現地住民の生活や環境保全等は本気では考えていないことの証左ではないかとの、国際的なそしりや住民への不信感を抱かれることは免れない。

こうした事態には、最終的な「対国家的な勧告という外交交渉」ではなく、結果として生じてしまった管理・監視の怠りを積極的に是正する行為、つまり「自らの責任と捉えやり残したことを行うこと」が、引き続き求められると解することの方が自然であると思われる。

IV 二風谷ダム訴訟

1. 先住少数民族であるアイヌ民族の文化的環境の保護

次に国内の事例に目を向け、アイヌ民族の聖地とされる二風谷にダムを建設した事例（札幌地判平成9年3月27日判時1598号33頁）を検討する。本件における裁量審査は、判断過程審査(注38)を採用されたものとしても有名である。

その概要は、次のようなものである。一級河川の管理者である建設大臣（当時。河川法9条1項）は、昭和53（1978）年3月23日、沙流川水系におけるそれまでの治水事業を受けて、その後の洪水の実績ならびに流域の発展に伴うはん濫区域内の人口および資産の増大にかんがみ、流域の安全度を高める必要があるとの理由から、流域の治水計画を見直し、二風谷ダム（以下本章においては「本件ダム」という。）および平取ダムを建設するなどして洪水調節を行うとともに、あわせて水資源の広域的かつ合理的な利用の促進を図ることなどを内容とした沙流川水系工事实施基本計画を改定した。続いて、建設大臣は、昭和58（1983）年3月24日、特定多目的ダム法四条に基づいて、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水、水道用水および工業用水の確保並びに発電を目的として、本件ダムおよび平取ダムの建設に関する基本計画を策定した（特定多目的ダム法4条）。

北海道開発局（以下「開発局」という。）は、本件基本計画を受け、昭和59（1984）年に地元地権者協議会との間で損失補償基準を妥結し、その後右基本計画においてダム用地となっている土地の所有者と個別的に任意の用地取得交渉に入ったが、相続人が不明な場合のほか、主に価格に不満を持つ人々、さらにはアイヌの人々に対する補償等の要求を掲げた原告らおよび訴外Aら一部地権者との間の交渉が難航した。

そこで、開発局長は、起業者である参加人の主管大臣である建設大臣の代理人として、昭和61（1986）年4月25日、認定庁である建設大臣に対し、土地収用法16条に基づき、起業者の名称を建設大臣、事業の種類を沙流川総合開発事業に係る一級河川沙流川水系二風谷ダム建設工事、起業地を北海道沙流郡平取町字二風谷等とした事業（以下「本件事業計画」という。）の認定を申請した。

建設大臣は、同事業認定の申請を受けて、起業地が所在する市町村の長である平取町長に事業認定申請書等を送付し、これを受けた平取町長は、昭和61（1986）年6月19日、起業

者の名称、事業の種類および起業地を公告し、二週間後の7月3日まで書類の縦覧を行った。このとき、訴外Aらから北海道知事に対してアイヌの人々が近代化の歴史の中で喪失した土地等に対する権利の回復およびこれらに対する補償等を理由として同事業に反対する旨の意見書が提出された。

このような手続きを経て、建設大臣は昭和61(1986)年12月16日に事業の認定(以下「本件事業認定」という。)をし、建設省告示第1947号をもって告示したが、出訴期間内にその取消しの訴えが提起されなかった。そこで、被告は、平成元(1989)年2月3日付けで各土地につき、権利取得裁決および明渡裁決(各裁決を総称して以下「本件収用裁決」という。)をした。

原告らは、本件収用裁決について、平成元(1991)年3月4日付けで建設大臣に対し、土地収用法129条に基づく審査請求をしたが、建設大臣は、平成5(1993)年4月26日、審査請求を棄却する裁決をし、裁決書は、同年4月28日、原告らに送達された。

そこで、原告らは、本件事業認定の際、本件ダム建設によるアイヌ民族に対する民族的、文化的影響が考慮されなかったこと等を主張して、本件収用裁決の取消しを求めた。

なお、原告らはアイヌ民族であり、および二風谷地域にアイヌの人々が居住し、独自の文化を有している。日本では、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が、平成9(1997)年に制定されている。日本国のアイヌ民族についての見解は、先住民族の権利に関する国連採択の際、日本は賛成票を投じており、平成20(2008)年に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める会議」を国会両院で採択し、アイヌ民族が国際人権B規約27条にいう少数民族であることを認めているが、その旨は2019年2月15日に、アイヌ民族を支援する新法案が閣議決定されたものの、未だ法制化されておらず、アイヌ民族を先住民族とする法律の制定が目指されている(注39)。

2. 判例の検討

1) 日本国内の非自発的移住を伴う事例の総括

はじめに、日本国内における非自発的移住を伴うダム事業に地域住民らが反対する訴訟について、概括的な検討を踏まえておく。

まず、地域住民の原告適格については、新潟—小松—ソウル間の定期航空運送事業免許処分取消請求事件(最二小判平成元年2月17日判時1306号5頁)における、定期航空運送事業免許に係る路線を航行する航空機の騒音によって社会通念上著しい障害を受けることとなる飛行場周辺住民飛行場周辺住民の定期航空運送事業免許の取消訴訟に関する原告適格の判断が参考になる。最高裁は、「取消訴訟の原告適格について規定する行政事件訴訟法9条にいう当該処分の取消しを求めるにつき『法律上の利益を有する者』とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであるが、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益をもつばら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益と

してもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するといえることができる」と判示している。判例では、社会通念上著しい障害を受けることとなる周辺住民は、当該処分の取消しを訴求する原告適格を有するとする。

次に、近年のダム事業認可の適法性については、内海ダム再開発事業認定処分取消請求事件および同ダム再開発工事収用裁決等取消請求事件（高松地判平成26年10月6日LEX/DB文献番号25505091）、および石木ダム事業認定処分取消請求事件（長崎地判平成30年7月9日LEX/DB文献番号25449608）、ならびにダム事業ではないが小田急線連続立体交差（高架化）事業認可取消訴訟上告審（第一小法廷）判決（最一小判平成18年11月2日判時1953号3頁）を踏襲し、「（総合判断は、）多種、多様な公共の利益と私的な利益の比較衡量を要するものであり、その性質上、専門技術的、政策的な判断を伴うものであるから、事業の認定をする行政庁は、その判断に係る裁量権を有するといえることができる。そして、かかる判断については、それが裁量権の行使としてされたことを前提として、その基礎とされた重要な事実と誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は事実に対する評価が明らかに合理性を欠くことや判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと違法となると解するのが相当である（高松地判平成26年10月6日LEX/DB文献番号25505091）」との総合判断の性質と違法性の判断基準が示されている。

土地収用法20条3号の要件該当性における公益性の判断に関しては、徳山ダム事業認定取消請求および収用裁決取消請求控訴事件（名古屋高判平成18年7月6日LEX/DB文献番号28111939）において、「本件事業により得られる公共の利益については、揖斐川流域の住民やその資産を洪水被害から保護し、流水の正常な機能を維持し、都市用水の確保や発電により地域経済の発展に資することから、本件事業によって得られる公共の利益は多大なものと認められる。これに対し、本件事業により失われる利益のうち、自然環境への影響は、総合的に判断して小さいものと評価されること、本件事業により移転することになった旧A村の住民に対しては生活再建のための措置が講じられていること、埋蔵文化財等については発掘調査等による適切な保護がされていることからすると、これらの利益が失われることによる影響は小さいといえることができる。」と評価し、したがって、本件起業地が本件事業の用に供されることによって得られる公共の利益は、本件起業地が本件事業の用に供されることによって失われる利益に優越しているとした。このように、裁判所は、得られる公共の利益と失われる利益の比較衡量の結果に基づき、本件事業が土地収用法20条3号の要件を満たすとした建設大臣の判断に裁量の範囲の逸脱および裁量権の濫用はないと判断している。

2) 二風谷ダム事件の検討

二風谷ダムでは、本件事業認定および本件収用裁決の適法性の判断について、判断過程審査を採用して(注 40)、本件ダム建設のための事業認定に際して先住民族アイヌの伝統文化享有権について十分な配慮を欠き裁量権を逸脱して違法だと判断している。筆者は、裁量統制の手法としての判断過程審査およびそれに基づく同判決を高く評価している。以下では判断過程審査に絞って検討する。

第1段階として、裁判所は、問題となっている行政決定の判断構造について、前述の徳山ダム事業認定取消請求および収用裁決取消請求控訴事件のように、「土地収用法 20 条 3 号の『事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること』との要件は、当該事業の起業地がその事業に供されることによって得られる公共の利益と、その土地がその事業に供されることによって失われる公共的又は私的利益とを比較衡量して、前者が後者に優越すると認められるかどうかによって判断されるべきであると解される」として、それが事業計画によって得られる利益と失われる利益との比較衡量であることを確認している。

第2段階として、裁判所は、判断過程の適正化の内容について「この判断をするに当たっては行政庁に裁量権が認められるが、行政庁が判断をするに当たり、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽くすべき考慮を尽くさず、又は本来考慮に入れ若しくは過大に評価すべきでない事項を過大に評価し、このため判断が左右されたと認められる場合には、裁量判断の方法ないし過程に誤りがあるものとして違法になるものというべきである」との判断基準を示した。

第3段階として、裁判所は、本件の特殊性が本件事業によって失われる利益がアイヌ民族の文化である点にあることを指摘した。その記述は、以下の通りであり、このアイヌ民族の文化に対しての配慮がないことをもって違法と断じている。「本件事業計画が実施されると、アイヌ民族の聖地と呼ばれ、アイヌ文化が根付き、アイヌ文化研究の発祥の地といわれるこの二風谷地域の環境は大きく変容し、自然との共生という精神的文化を基礎に、地域と密着した先住少数民族であるアイヌ民族の民族的・文化的・歴史的・宗教的諸価値を後世に残していくことが著しく困難なものとなることは明らかである。公共の利益のために、これらの諸価値が譲歩することがあり得ることはもちろんであるが、譲歩を求める場合には、前記のような同化政策によりアイヌ民族独自の文化を衰退させてきた歴史的経緯に対する反省の意を込めて最大限の配慮がなされなければならない。(中略) また、本件収用対象地についていえば、同地は、北海道旧土人保護法に基づいて下付された土地であるところ、このように土地を下付してアイヌ民族として慣れない農耕生活を余儀なくさせ、民族性の衰退の一因を与えながら僅か 100 年も経過しないうちに、これを取上げることになるのである。もちろん、このように北海道旧土人保護法により下付した土地を公共の利益のために使うことが全く許されないわけではないが、このためには最大限の配慮をすることを要するのである。そうでなければ、多数構成員による安易かつ身勝手な施策であり、違法であると断じざるを得ない。」

第4段階として、最後に裁判所の総合判断としては、「以上のところを総合すると」として、本件では判断過程が適正ではなく、裁量権の逸脱・濫用があったとして事実認定を違法と判断している。「本件事業計画の達成により得られる利益がこれによって失われる利益に優越するかどうかを判断するために必要な調査、研究等の手続を怠り、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当に軽視ないし無視し、したがって、そのような判断ができないにもかかわらず、アイヌ文化に対する影響を可能な限り少なくする等の対策を講じないまま、安易に前者の利益が後者の利益に優越するものと判断し、結局本件事業認定をしたことにな」るため、「土地収用法 20 条 3 号において認定庁に与えられた裁量権を逸脱した違法があるというほかはない」と断じている。

加えて、第5段階として、事情判決を下している。収用裁決の取消訴訟において、収用裁決はダム建設によるアイヌ文化等に対する影響が十分に考慮されていないといった事業認定の違法を承継して違法であることは宣言したが、既に本件ダム本体が完成し湛水している現状において、本件収用裁決を取り消すことは公共の福祉に適合しないとした。

本件で、裁判所が着目したのは、自然との共生という精神的文化を基礎に、地域と密着した先住少数民族であるアイヌ民族の民族的・文化的・歴史的・宗教的諸価値を後世に残していくことの特異性である。この項目には「最大限の配慮」がなされねばならず、「知らなかった」「検討していない」では済まされない。他方、十分に検討した結果であると証明されれば、裁量権の範囲内と判断される可能性もある。ゆえに、本件事業認定および本件収用裁決に際しては、この当該地域の特有性に十分に調査・検討を尽くした経緯を示す証拠が必要となる。

3. 小括—事情判決という結末

二風谷ダム事件という収用裁決の取消訴訟において、収用裁決はダム建設によるアイヌ文化等に対する影響が十分に考慮されていないといった事業認定の違法を承継して違法であることは宣言したが、既に本件ダム本体が完成し湛水している現状において、本件収用裁決を取り消すことは公共の福祉に適合しないとして、事情判決を下した。

とすると、如何に良い判決またはまっとうな判断がなされたとしても、遅ければ実効性を持たないということになる。日本の行政事件訴訟は、執行不停止を原則とするからである（行政事件訴訟法 25 条 1 項）。

執行停止を原則化するという選択肢もないわけではないが、事業や各種手続きの遅滞を招くことは、望ましくない。むしろより早い段階でこうした「必要な調査、研究等の手続」がなされ、「本来最も重視すべき諸要素、諸価値」が汲み取られ、的確に判断され、「影響があればそれを可能な限り少なくする等の対策」が講じられることが望ましい。これはまさしく環境アセスメントの手続きと類似であり、より予防的な事前評価システムの法的構築が求められる。

V 考察

1. 手続的な瑕疵

まず、コトパンジャン・ダム訴訟（III）と二風谷ダム訴訟（IV）を鑑みると、いくつかの条件の違いはあるものの、いずれも非自発的移住者を伴うダム開発の事例であり、被告は日本国である。コトパンジャン・ダム訴訟においては、日本国は、十分に調査・検討を尽くした経緯を書類およびレポーティングとして経緯を含め証明できている。他方、二風谷ダム訴訟では、こうした経緯は十分に調査・検討されたとは言えない事実が浮かび上がった。

つまり、コトパンジャン・ダム訴訟においては、手続的な瑕疵は認められず、被告国はその法的義務を果たしたといえる。それらは、環境問題に関しては、本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書、環境モニタリング計画書等により措置されている。人権問題である非自発的移住およびその補償等も、借入国政府の内政上の問題であり、被告国は直接的法的責任を負わない。だが、被告国はインドネシア共和国政府および PLN への注意喚起を繰り返ししており、その経過の記録もある。そのため、事業認定および収用裁決に違法性が認定された二風谷訴訟に対し、コトパンジャン・ダム訴訟においては被告国の法的責任は認められなかった。

2. 先住民族に対する対応と事情判決

二風谷ダム判決で裁判所が着目したのは、自然との共生という精神的文化を基礎に、地域と密着した先住少数民族であるアイヌ民族の民族的・文化的・歴史的・宗教的諸価値を後世に残していくことの特殊性であった。これはコトパンジャン・ダム判決におけるミナンカバウ社会について調査検討がなされていなかった事例にも当てはまる。とすれば、如何に手続的な瑕疵が認められなかったとしても、インドネシア共和国の自然環境や文化が、特殊なもので国際的に保護せねばならない存在として配慮を有するのであり、その審理が二風谷ダム判決のごとく判断過程審査に基づいて審理されたとしたら、コトパンジャン・ダム判決に何らかの変更があったのであろうか。

これに関しては、おそらく「否」であろう。被告国が日本国民および日本の国土に対して担う責任と、そうではないものとの違いが明確にある。また、後者では、インドネシア共和国政府および PLN の判断が尊重されるべきだからである。

もしも何らかの法的責任が被告国に認められたとしても、二風谷ダム判決のように、既に出発してしまっただムに対しては、その公共性・公益性を十分に発揮させるような運用をするほかはない。非自発的移住を強いられた先住民族の保護に関しても、内政干渉と言われかねず外交政治の分野に属する可能性が高い。依然として、コトパンジャン・ダム判決において、被告国の責任を問うことが適切かという疑問は残る。

3. 投資責任原則を貫くための行為準則化の必要性

投資における投資家の責任は、益々高まってきている。これはダコタ・アクセス・パイプライン建設プロジェクト (II.3.) においても実証されている。PRI および ESG 投資がグローバルスタンダードになりつつあるからであり、ソフトロー (「裁判所等の国家機関によるエンフォースが保証されていないにもかかわらず、企業や私人の行動を事実上拘束している規範」(注 41)) であるから (ハードロー(注 42)ではない) ということを経由として勘案しないということは許されなくなっているのである。

PRI および ESG 投資に照らせば、コトパンジャン・ダム事件における被告国の投資責任は決して小さくなく、国際的非難は免れない。被告国は、最終的な確認やモニタリングを怠り、被告国の政府開発援助による日本企業の業務を完遂すれば、その後の事情には関与しないという極めて放埒な態度を示したことになるからである。こうした二国間資金供与は契約によって行われるが、それによる不十分さ (互いに自身の目的だけ果たせば、相手にはそれ以上の要求はしない) も露呈している。環境の劣化や人権侵害の被害を受けるのは国民・住民であり、環境問題および人権問題の解消に尽力するためのガバナンスも求められている。

そこで、PRI および ESG 投資を貫くための (転ばぬ先の) 行為準則化 (ハードロー化) が必要と考える。この流れは、いわゆる各国におけるサステナビリティ情報開示、すなわち EU における NFRD (非財務情報開示指令: Non-Financial Reporting Directive 2014/95/EU) にて非財務情報の開示を義務化(注 43)、および金融安定理事会 (Financial Stability Board: FSB) による TCFD (気候変動関連財務情報開示タスクフォース: The FSB Task Force on Climate-related Financial Disclosures) の提言内容の推進にも連動している。この TCFD の提言に関しては、英国における 2018 年 3 月の Green Finance Taskforce による TCFD 対応の提言(注 44)、フランスにおける 2015 年エネルギー移行法 173 条に TCFD と共通する要素についての開示の義務化および 2017 年 9 月のエコロジー・持続可能開発・エネルギー省の副大臣が TCFD を義務化したいとする意向の公表(注 45)、ならびに 2019 年 2 月には PRI が 2020 年より TCFD に基づく報告を義務化する旨を公表(注 46)等という各国の動きとも連動する。

なかでも英国は、行為準則化としての法整備をいち早く進めているので、以下に 2 点紹介する。1 点目に、非財務情報の開示の仕組みを徐々に整備してきている。2006 年会社法では、企業における非財務情報の開示として、172 条で取締役に対し会社の成功を促進すべき倫理的および法的義務 (duty) を課し、同条には (1) (d) 「当該会社の事業のもたらすコミュニティおよび環境への影響」、(1) (e) 「当該会社とその事業活動の水準の高さに係る評判を維持することの有用性」が挙げられている。417 条では、取締役に、これらの項目の事業報告 (business review) を課している(注 47)。その後、2013 年の会社法改正では、戦略報告書に環境、社会等の非財務情報を開示することを義務化した(注 48)。2016 年の会社法改正では、NFRD に準拠した開示が規定されるに至っている(注 49)。日本の会社法では、金融商品取引法 24 条 6 項に、「公益又は有価証券報告書に、投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの」という非財務情報を有価証券報告書に添付することが明

記されているが、これは当該企業への投資家の保護を主たる目的としており、企業やその取締役が社会に悪影響を与えないように規制する意図ではない。そのため、NFRD に準拠した開示が明文として規定されたことには、学ぶべき点が少ない。

2 点目に、2015 年現代奴隷法 (Modern Slavery Act of 2015) が制定され、一定規模以上の事業者には(注 50、自社の事業およびサプライチェーンにおける強制労働の防止はもはや法的義務となっている。海外のサプライチェーンにおける人権問題への対応が、サプライチェーンの企業にだけでなく、英国企業に課されている。奴隷という表現は日本には決して無関係ではないことは、日本企業のサプライチェーンでの現代奴隷関与度が世界第 2 位であることから理解できる (2018 年 GSI (Global Slavery Index) (注 51))。このように契約上は相手方の責任であること (サプライチェーンの労働者の雇用問題や原材料輸出側の環境問題等) にも、あえて法令として、自国民および自国籍企業に何らかの責任を課すことで、ビジネス全般の ESG 経営を担保することも可能になると考える。

以上を踏まえて考察するに、日本法における行為準則化に関して、筆者は、まだ具体的な法令ドラフト案を持ち合わせていないが、投資や資金の流れに対して投資家等に責任を課すことで公益の実現を目指す推進法または促進法が望ましいと考えている。この場合に投資家等に課す責任は、道義的なものに留まるべきではなく、法的な義務を伴うものとするべきである。ただ、金融商品取引法 24 条で課している有価証券報告書の提出および多くの国内企業が主体的に対応を開始している TCFD とも関連付ける必要があるため、また、機関投資家の投資用途の透明化を図るためにも、情報(的)手法を用い、一定の報告(特に ESG 関連の非財務情報)を法的に義務付ける開示制度をより整備することが有効であろう。こうした義務違反に対して罰則を設けるかについては議論が必要になるが、実践を担保するためにも何らかの執行手段を設けたい。以上のようにして、投資資金の透明化により、より良い資金用途の流れを太くしていくという発想が重要であろう。

ソフトローかハードローかの違いはあるが、既に PRI および ESG 投資が名実ともにグローバルスタンダードとなっているのであれば、「違法ではないから」ということは対策を取らない理由とはできないし、「日本にはそんな法律はない」「日本では違法ではない」という状態、すなわち立法不作為であったから問題とはされなかったという不名誉な事態を生じさせることすら、いずれ問題視されるようになるという懸念もある。まして、市場に強い影響力を持つユニバーサル・オーナー (注 52) (年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) が一例である。) には、経済社会が持続的に成長するか、市場が健全に機能するか、といったことにも助力する責務が課せられている。早期の責任ある対応が望まれる。

謝辞：本稿は、2018 年 10 月 7 日開催の平成 30 年度企業法学会研究報告会 (於 筑波大学東京キャンパス文京校舎) における報告を基にしたものである。研究報告会における田島裕先生をはじめとする諸先生方からのコメント等にこの場をお借りして感謝申し上げます。

(脚注)

- (注1) 環境省 愛知目標 (仮訳)。
(注2) 環境省 生物多様性条約 COP10・11 の成果と愛知目標 (パンフレット) 12 頁。
(注3) 外務省 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000270935.pdf> (2019 年 2 月 19 日最終閲覧)。
(注4) 外務省 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(仮訳) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf> (2019 年 2 月 19 日最終閲覧)。
(注5) PRI Association (国連環境計画・金融イニシアチブおよび国連グローバル・コンパクトとのパートナーシップによる投資家イニシアチブ), *About the PRI, available at* <https://www.unpri.org/> (last visited Jan.10, 2019).
(注6) PRI, 責任投資原則, <https://www.unpri.org/download?ac=1541> (2019 年 1 月 10 日最終閲覧)。
(注7) PRI・前掲注6) 4 頁。
(注8) Sparkes, R. *A historical perspective on the growth of socially responsible investment.* in RESPONSIBLE INVESTMENT 39, 43 (Sullivan R., Mackenzie C. (eds.),2006).
(注9) 水口剛『ESG 投資 新しい資本主義のかたち』(日本経済新聞出版社、2017) 16 頁。
(注10) 足達栄一郎・村上芽・橋爪麻紀子『投資家と企業のための ESG 読本』(日経 BP 社、2016) 12 頁。
(注11) 足達=村上=橋爪・前掲注10) 13-14 頁。
(注12) 水口・前掲注9) 30-31 頁。
(注13) 日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会『「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫』平成 26 (2014) 年 2 月 26 日。
(注14) 有識者検討会・前掲13) 1 頁。
(注15) 足達=村上=橋爪・前掲注10) 115 頁。
(注16) 内閣府「日本再興戦略 2016—第4次産業革命に向けて—」平成 28 (2016) 年 6 月 2 日。
(注17) 内閣府「未来投資戦略 2017—Society5. の実現に向けた改革—」平成 29 (2017) 年 6 月 9 日。
(注18) 内閣府「未来投資戦略 2018—『Society 5.0』『データ駆動型社会』への変革—」平成 30 (2018) 年 6 月 15 日。
(注19) 平成 29 (2017) 年度末の運用資産額は 156 兆 3832 億円と過去最高額であった。
(注20) Sustainable Japan 「【アメリカ】機関投資家 100 社以上、ダコタ・アクセス・パイプライン建設に懸念表明。関与銀行に対応を要求」2017.02.20 <https://sustainablejapan.jp/2017/02/20/investor-statement-to-banks-financing-the-dakota-access-pipeline/25636> (2019 年 1 月 10 日最終閲覧)。
(注21) California Public Employees Retirement Systems, *Investor Statement to Banks Financing the Dakota Access Pipeline*, Feb.16, 2017 <https://www.calpers.ca.gov/docs/investor-statement-to-banks-financing-dakota-access-pipeline.pdf> (last visited Jan.10, 2019).
(注22) United Nations, *United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples*, <https://www.un.org/development/desa/indigenouspeoples/declaration-on-the-rights-of-indigenous-peoples.html> (last visited Jan.11, 2019).
(注23) 翌平成 20 (2008) 年には、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会両院で採択された。
(注24) 先行する判例研究には、松本明敏「円借款に基づくダム建設に伴い移住したインドネシアの現地住民らによる国家賠償請求が否定された事例：コトパンジャン・ダム損害賠償等請求訴訟第一審判決」行政関係判例解説平成 21 年 232 頁がある。
(注25) 本事件に関しては、鷲見一夫『コトパンジャン・ダムによる人権侵害と環境破壊 住民泣かせの「援助」』(明窓出版、2004) が詳しく、全般的な理解のために参考にさせていただいた。
(注26) 発展途上国の発展の自助努力を支援するために長期・低利の資金を提供する日本の開発金融機関である。全額政府出資の資本金と借入金を資金とした。昭和 36 年 (1961) に設立さ

- れ、平成11年(1999)に国際協力銀行に業務を引き継ぎ解散した。
- (注27) フィージビリティ・スタディとは、プロジェクトの可能性、妥当性、投資効果について調査するものである。一般的に、プロジェクトが社会的、技術的、経済的、財政的に実行可能であるか否かを客観的に証明しようとするものをいう。
- (注28) 陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約(ヘーグ陸戦条約)3条ならびに同条約および空戦に関する規則案に基づく国際慣習法は、被害者個人に加害国に対する直接の損害賠償請求権を付与するものではないとして、国際法違反に基づく損害賠償請求は理由がないとされた事例。
- (注29) 被告らの共同不法行為および債務不履行を認めつつ、被告らの不法行為ないし被告会社の債務不履行を理由とする原告らの請求権は、いずれも、日韓請求権協定2条により、裁判上訴求する権能を失ったというべきであるとされた事例。
- (注30) 高木光・常岡孝好・橋本博之・櫻井敬子『行政救済法第2版』(弘文堂、2015)29頁。
- (注31) 例として、最一小判昭和61年2月27日判時1185号81頁には「国家賠償法第一条一項に規定する『違法』とは、行為の客観的帰責要件であり、国家賠償法上の責任は代位責任であるから、当該公務員の職務義務違反となる行為を意味するものである。」とある。
- (注32) 宇賀克也『国家補償法』(有斐閣、1997)145-155頁。
- (注33) 松本・前掲注24)238頁。
- (注34) 鷺見・前掲注25)527-531頁等。
- (注35) (財)地方自治研究機構『地方公共団体における国際協定への対応のあり方に関する調査研究 平成12年版』(日本財団図書館、2000) <https://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2000/00097/contents/061.htm> (2019年1月15日最終閲覧)。
- (注36) 山下泰子「指紋押なつ制度と国際人権規約B規約の国内への適用」別冊ジュリスト156号110頁。
- (注37) 拙稿「判例解説・道知事による道路事業負担金支出は財務会計上の義務に違反しないとされた事例(北見道路事件・札幌地判平成25年9月19日)」新・判例解説 Watch【2014年10月】15(日本評論社、2014)309頁。
- (注38) 裁量処分に至る行政庁の判断形成過程に着目し、その合理性の有無という観点から裁量審査を行う方法のこと。日光太郎杉事件控訴審判決(東京高判昭和48年7月13日判時710号23頁)等もその一例である。
- (注39) 法案では条文中に「先住民族であるアイヌの人々」と明記された。アイヌ民族に関しては1997(平成9)年施行のアイヌ文化振興法があるが、先住民族との記載は見送られていた。2008(平成20)年には、衆参両院が先住民族認定を政府に求める国会決議を採択しつつも、法制化はなされないままであったが、先住民族への配慮を求める声は国際的にも高まっており、政府は新たな支援措置が必要と判断した。
- (注40) 山下竜一「二風谷ダム事件：先住少数民族であるアイヌ民族の文化的環境の保護」別冊ジュリスト171号192頁。
- (注41) 藤田友敬「はじめに」編集代表 中山信弘、藤田友敬 編『ソフトローの基礎理論』(有斐閣、2008)3頁。
- (注42) ハードローとは、「ソフトロー」に対する語で、国家・自治体・企業・個人に対して強制力を持つ規則のこと。制定法、実定法、法令等と類似である。
- (注43) European Commission, *Non-financial reporting*, https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/company-reporting-and-auditing/company-reporting/non-financial-reporting_en (last visited Mar.05, 2019).
- (注44) デロイト トーマツ コンサルティング合同会社「参考資料 気候変動をめぐる企業の情報開示についての各国制度の概況等 2018年8月8日 3頁。
- (注45) ここで述べたフランスの動きは、2019年3月1日における環境省主催「ジャパン・グリーンボンド・シンポジウム」(於 東京国際フォーラム)におけるCSR デザイン環境投資顧問株式会社による講演「世界のグリーンファイナンスを巡る最新動向」より、筆者が情報収集した。
- (注46) PRI, *TCFD-based reporting to become mandatory for PRI signatories in 2020*,

<https://www.unpri.org/news-and-press/tcf-based-reporting-to-become-mandatory-for-pri-signatories-in-2020/4116.article> (last visited Mar.04, 2019).

- (注 47) 大塚章男「イギリス 2006 年会社法における取締役の責任」国際商事法務 42 巻 3 号 359 頁。
- (注 48) デロイト トーマツ・前掲注 44) 11 頁。
- (注 49) CSR デザイン環境投資顧問・前掲注 45)。
- (注 50) 対象は英国で活動する企業で、世界での売上高 3600 万ポンド (約 50 億) を超える企業で、英国と英国外の 1 万 2 千社が対象となっている。
- (注 51) The Global Slavery Index2018 によれば、G20 においては、1 位米国、2 位日本、3 位ドイツ、4 位イギリス、5 位フランスが並ぶ。 <https://www.globallslaveryindex.org/2018/findings/highlights/news> (last visited Mar.05, 2019)。
- (注 52) 巨額の運用資産を持ち、中長期的な視座にたつて、幅広い資産や証券に分散投資を行っている投資家が置かれた状況を表現した言葉とされる。